

第 7 回

(令和 8 年 7 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年7月10日（金）午前9時30分から午前10時25分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第24号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第25号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第26号案 農用地利用集積等促進計画について
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 津山拓郎
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、1番・2番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 5 番 6/23 女性農業委員総会報告
- 議 長 他にはございませんか。無いようですので、議第24号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番と2番について8番委員から調査報告をします。
- 8 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族1人、稼働力1人、経営面積495a、水田が495aで、水稻が180a、WC Sが295a、残り20aは野菜を作付けされています。
- 3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：900mです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：小作料10a当り120kgです。

6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：水稻を作付けされます。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

この案件につきましては、以前に農地バンクを通した契約を結ばれていましたが、賃貸人の意向で解約となり、3条賃貸借となりました。

（調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族7人、稼働力2人、経営面積60a、全て畑で野菜と果樹を作付けされています。

3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：1kmです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：10a 当り 15 万円です。（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：サトイモ等の野菜を作付けされます。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積は133aで、相良村と錦町に農地を持っておられます。水稻が87a、残り飼料作物です。畜産を営まれていまして、親牛8頭、子牛4頭を飼育されています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：3km、5分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（賃貸借価格）：荒らさないように管理していただくということで使用貸借です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：WC Sの後イタリアンを作付けされます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。

平野委員 1番は賃貸借、3番は使用貸借となっているが、違いは？

事務局 1番は小作料が発生していますので賃貸借、3番については小作料が発生せず、荒らさないよう管理をしていただくということで、使用貸借としております。

議長 他に質問ありませんか。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番につ

いて、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。議第25号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第25号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は転回スペース、倉庫設置、駐車場です。譲受人は、当該申請土地の隣接地に居住しているが、駐車場にバックで駐車する際、交通量も多いことから渋滞を引き起こしていることから、転回スペースを確保し、渋滞を解消するとともに、荷物が増えてきたため倉庫も設置するとのこと。5条調査項目により報告します。1番(農地区分): 1種農地です。2番(着工時期): 許可後から着工されます。工期は8/1~10/30の予定です。3番(資金調達): 一部自己資金ですが、ほぼ借入金です。4番(転用面積): 問題なし。5番(周囲の承諾): 問題なし。6番(公衆衛生) 排水は自然浸透排水上です。7番(防除措置) 境界には既に境界ブロックがあるため、土砂の流出は無いかと思いますが、問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8番(日照通風) 問題なし。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法): 農用地区域外です。価格については、全部で2,918,000円です。以上で調査報告を終わります。

議長 次に調査番号2番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と通路です。申請人は親子ですが、現在住んでいる家が手狭になったことと、結婚を機に新しい住宅を建設されます。5条調査項目により報告します。1番(農地区分): 2種農地です。2番(着工時期): 工期は9/1~R.9.9.30の予定です。3番(資金調達): 全額借入金です。4番(転用面積): 問題なし。5番(周囲の承諾): 問題なし。6番(公衆衛生) 上下水とも町の上水道・下水道に接続します。7番(防除措置) 隣接農地とは土留コンクリートブロックで分断されるため、影響はありません。問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8番(日照通風) 問題なし。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法): 農用地区域外です。価格については、全部で4,840,000円です。以上で調査報告を終わります。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申

請どおり許可するものとします。

次に議第 26 号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 26 号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が 1 件、利用権設定が 10 件となっております。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1 番～10 番適格の報告あり。）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。

次に報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はございませんか。それでは、これをもちまして 7 月総会を閉会いたします。

終了後、貸借相談・売買案件担当決め、5 月 5 条申請案件、ふるさと祭り出展、農地パトロール、耕作放棄地ひまわり播種、研修旅行について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 7 月 10 日

農業委員会会長

1 番 農 業 委 員

2 番 農 業 委 員